

令和6年度市民協働推進補助金(つつじ)

事業企画書等 記入マニュアル

補助金応募者必携、
企画書記入のポイントを
ずばり解説！

目次（ページ数）

- 1・・・事業企画書
- 3・・・事業計画書
- 7・・・収支予算書
- 9・・・構成員名簿
- 11・・・規約



記入漏れ・内容の間違いを防ぐため、提出前に右ページの「記入要領」の各項目の□にチェックを入れ確認をしましょう！

記入例の内容はすべて架空のものであり、実際の団体や法令などとは一切関係ありません。

(記入例)

様式第1 (第8条関係)

市民協働推進補助事業企画書	
豊橋市長 様	令和6年5月1日 定款、規約による定めで会長、代表など役職名がある場合は、氏名の前に記入してください。
所在地 豊橋市今橋町1234 提出者 名称 豊橋ねこパートナーズ 代表者氏名 代表 吉田 太郎	
次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。	
区分 (申請する補助金をチェック☑)	(1) 市民活動スタート支援 (つつじ) 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 市民活動ネクスト支援 (くすのき) 補助金 <input type="checkbox"/> (回目)
事業の名称	市民シンポジウム「野良猫と地域の共存について」
連絡先	氏名: <small>ふりがな</small> 今橋 <small>いまはし</small> 花子 <small>はなこ</small> 住所: 〒440-8501 電話番号: 0532-11-1111 FAX番号: 0532-11-1112 メールアドレス: tommy-tommy@yappoo.ne.jp 実施する事業、活動の名称を決めて記入してください。
補助金の状況	交付元の名称 (財)猫だすけ協会 補助金の交付を受けた年度 令和4年度 補助金の名称 猫だすけ動物愛護基金助成金
団体の設立年月日	令和4年4月1日
団体の設立の経緯	市内の公園を散歩していると捨てられた猫が多数いること、避妊手術を施していないため、繁殖し野生化(野良猫化)している状況を知った。ある日、息子が野良猫を拾ってきて、その後動物病院で避妊手術を施し我が家で飼い始めたのをきっかけに猫好きの友人に呼びかけ公園などから悲惨な捨て猫を少しでも減らそうと思い令和4年に会を設立した。
団体の活動目的	地域の生活区域から野良猫を減らし、地域の生活環境の改善をすることで元気な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 備考 1 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。
- 2 「区分」で「(2) 市民活動ネクスト支援 (くすのき) 補助金」を選択した場合は、今回の申請が同一事業で何回目の申請なのか、回数を記入してください。
- 3 「補助金の状況」欄は、過去5年以内に豊橋市その他の団体から補助金を受けている場合に、交付元の名称、補助金の交付を受けた年度及び補助金の名称を記入してください。
- 4 この企画書には、次の書類を添付してください。なお、(2)、(3)については、施設整備を行う場合のみ提出してください。
- (1) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
 - (2) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図 (大きさ、デザイン等がわかるもの)
 - (3) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

記入要領

様式第1（市民協働推進補助事業企画書）

【提出者】

所在地：団体の住所を記入してください。複数の事務所が分散している場合などは、その中心になる事務所の住所を記入してください。

名称：団体の正式名称を定款・規約等から記入してください。

代表者氏名：代表者の氏名を記入してください。また、会長、代表など役職名がある場合は、氏名の前に記入してください。

※ 提出者の項目は、企画が採用された場合、補助金交付申請書、請求書、実績報告書などにすべて統一して記入いただくこととなりますのでご注意ください。

【区分】

補助金の区分にチェック☑をしてください。

【事業の名称】

実施する事業の名称を記入してください。

【連絡先】

連絡が取れ、内容が分かるメンバーの方の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入してください。連絡の取れる方ですので必ずしも代表者でなくてもかまいません。また、メールアドレスはパソコンのものが望ましいですが、携帯電話へのメールを希望する場合は、アドレスの後ろに（携帯）と記入してください。

【補助金の状況】

過去5年以内に豊橋市その他の団体から補助金を受けたことがある場合のみ、団体名、補助金の交付を受けた年度及び補助金の名称を記入してください。市民協働推進補助金を受けた場合も記入して下さい。

【団体の設立年月日】

団体の設立年月日を定款・規約等から記入してください。NPO法人の場合は認証を受けた日を記入してください。ただし、前身となる団体がある場合やNPO法人の場合で任意団体としての活動がある場合にはその団体の設立年月日をカッコ書きで併記してください。

令和6年度市民協働推進補助金の判断基準日は令和6年4月1日となります。

【団体の設立の経緯】

団体設立に至った経緯をできる限り具体的に記入してください。

【団体の活動目的】

団体は、何のために活動しているのか定款・規約等から記入してください。

(記入例)

様式第2 (第8条関係)

事業計画書①

(つつじ補助金・くすのき補助金)

事業の区分 (該当する事業をチェック☑)	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(11) 国際協力を行う事業	<input type="checkbox"/>	
	(2) 社会教育の推進を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(3) まちづくりの推進を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(13) 子どもの健全育成を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(4) 観光の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(14) 情報化社会の発展を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(15) 科学技術の振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業	<input type="checkbox"/>	(16) 経済活動の活性化を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(7) 環境の保全を図る事業	<input checked="" type="checkbox"/>	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業	<input type="checkbox"/>	
	(8) 災害救援事業	<input type="checkbox"/>	(18) 消費者の保護を図る事業	<input type="checkbox"/>	
	(9) 地域安全事業	<input type="checkbox"/>	(19) 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業	<input type="checkbox"/>	
	(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業	<input type="checkbox"/>	(20) 前各号に掲げる事業に準ずる活動として愛知県条例で定める事業	<input type="checkbox"/>	
①現状把握・分析 事業目的 事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的 必要性	豊橋市内には多くの野良猫がいること、野良猫による糞尿の被害、ゴミ等を漁ることでの生活環境の悪化、これが地域の問題であり、市民の方に認知してもらうことで理解者を増やし地域の力で捨て猫を減らそうという意識を育てていきたい。				
②事業の具体的な内容	野良猫に関するシンポジウムを開催し、現状とその対策（野良猫の避妊手術や里親探し等）を知ってもらう。講師には市役所で野良猫対策を担当している〇〇課の職員、市内の里親をさがす活動をしているNPOの〇〇氏を依頼する。 参加者見込み 200人 会場 豊橋〇〇体育館				
実効性	③スケジュール 実施予定期間の始期から終期まで	実施予定期間	令和6年8月1日から令和6年12月31日まで		
		予定日	予定内容	予定会場	参加者数見込
		8月	ボランティア募集 ボランティア説明会 ポスター・チラシの作成 講師と打ち合わせ	会員宅	
		7月	ポスター・チラシ配布		
		10月	会場打ち合わせ	シンポジウム会場	200人
	11月	シンポジウム開催			
	12月	反省会	会員宅		
④実施体制 (実施メンバー)	豊橋ねこパートナーズ、ボランティア5名(公募)				

記入要領

◆ 様式第2（事業計画書）

□ 【事業の区分】

該当する事業の区分にチェック☑をしてください。

□ 【①現状把握・分析 事業目的】 必要性

事業実施の理由、地域課題の解決につながる事業の目的について記入してください（根拠となる数字や具体例があれば記入してください）。

□ 【②事業の具体的な内容】 実効性

①の事業目的につながる形で行う事業の具体的な内容を記入してください。

□ 【③スケジュール】 実施予定期間、予定日 実効性

実施予定期間は【「事業に着手する日」から「事業が完了する日」】を記入してください。

事業に着手する日とは、事業の準備を始める日です。（令和6年8月1日以降の日を記入してください。）

事業の完了日とは、事業実施以後、メンバーで事業報告などを実施し、これですべて完了するという日です。イベント等で、当日ですべて完了するのであればその日が完了日ということになります。（令和7年3月31日以前の日を記入して下さい。）

□ 【④実施体制（実施メンバー）】 実効性

貴団体が単独で実施するのか、もしくは他団体の協力を得ながら実施するのかを記入してください。協力団体等は、具体的にすべて記入してください。

ボランティアを募集するのであればその規模（人数）も記入してください。

(記入例)

様式第2 (第8条関係)

事業計画書②

(つつじ補助金・くすのき補助金)

<p>⑤この事業が公共の利益に寄与すると考える理由とこの事業を実施することでの市民(地域)への波及効果</p> <p>公益性・実効性</p>	<p>野良猫の問題は単に「悪い飼い主がいるから」ではなく、良かれと思って「餌やり」をしてしまう人など、正しい知識のないまま関わってしまうことなどもあり、シンポジウムをすることで日頃野良猫と関わったことがある人、これから関わる可能性がある人全ての人に「野良猫」の問題が認知される。またシンポジウムの中で自分たちの住む豊橋の現状を伝えることで普段野良猫とかかわりのない地域の方にも「自分たちの生活に関係している」ことが理解できる機会になると考える。</p>
<p>⑥この事業実施後の今後の活動について</p> <p>継続性</p>	<p>今回の事業は野良猫の問題とその対策を知ってもらう機会として行った。今後は知ることから行動に移すことを手助けするため、行動に対するハードルを無くすための意識作り、里親になった人のインタビューなどを紹介する活動を行いたい。</p>

(くすのき補助金)

<p>⑦この事業の創造的又は開拓的である部分</p> <p>先駆性</p> <p>⑧この事業で団体の持つ専門性が生かされている部分</p> <p>専門性</p>	<p>今回の応募の際には記入不要です</p>
--	------------------------

備考 内容の記載は簡潔にお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

記入要領

◆ 様式第2（事業計画書）

- 【⑤この事業が公共の利益に寄与すると考える理由とこの事業を実施することでの市民(地域)への波及効果】 公益性・実効性

この事業を行うことで広く公共の利益に貢献できる理由とこの事業を実施することで市民（地域）へどのように波及するのか記入してください。

- 【⑥この事業実施後の今後の活動について】 継続性

団体の目的を達成するために今後取り組んでいく内容について記入してください。

(記入例)

様式第3 (第8条関係)

収支予算書

収入

単位：円

費目	金額	内訳
市民協働推進補助金	45,000	
合計	45,000	

支出

単位：円

費目	金額	内訳	
【対象経費】	報償費	20,000 講師謝礼	
	旅費	3,000 講師の旅費交通費	
	需用費	4,000	チラシ印刷費 8円×500枚
		6,000	ポスター印刷費 30円×200枚
		12,000	パンフレット印刷費 60円×200部
小計	45,000		
【対象外経費】	団体の運営に関する事務費等の経常的な経費		
	団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費		
	団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費		
	その他		
小計	0		
合計	45,000		

収入と支出の合計は必ず一致させてください。

金額欄は円単位の記入です。

備考 1 内容の記載は簡潔をお願いします。なお、必要に応じて各項目の枠を広げて使用できます。

2 団体の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費は対象経費にできません。

記入要領

◆ 様式第3 (収支予算書)

□【収入】

費目：市民協働推進補助金、自己資金、協賛金、寄附金、広告収入、入場料、参加料、他の補助金・助成金などの区分で記入してください。

金額：費目欄の区分ごとに千円未満の端数が出ないようにして円単位で記入してください。

市民協働推進補助金は、支出の「対象経費」から算出してください。

内訳：算出基礎等を内訳欄に記入してください。*単位も記入してください。(円・人・日等)

□【支出】

費目：下記の表の費目ごとに記入してください。

金額及び内訳：収入に同じ

費目	主なもの
1	報償費 講師・専門家等への謝礼等
2	旅費 交通費、宿泊費等
3	需用費 消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等
4	役員費 翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
5	委託料 設計・測量・デザイン等の委託料
6	使用料及び賃借料 会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等
7	工事請負費
8	原材料費 セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
9	備品購入費 5万円以上で反復使用に耐えるものの購入費(ただし、事業に不可欠なものに限る。)
10	その他の経費 その他市長が必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象経費としない。

- ・ 団体の運営に関する事務費等の経常的な経費
- ・ 団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費
- ・ 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費 (活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。)、交通費及び宿泊費
- ・ 領収書等により団体が支払ったことが確認できない経費
- ・ 事業に直接要した額を確認できない経費

□【その他】

・「内訳」、「金額」、「小計」、「合計」、計算結果が合っているか確認をしてください。

・【収入】と【支出】の合計が同じ金額になっているか確認をしてください。

・人件費、謝礼、食糧費、旅費(交通費及び宿泊費)は対象経費と対象外経費の両方に該当します。内訳欄に対象経費、対象外経費に計上した理由が分かるように記載して下さい。

例 旅費【対象経費】講師の交通費、【対象外経費】会員が活動するときに発生する交通費

・補助金が採択された場合、補助金の交付申請や実績報告に関する事務費は団体の負担となります。

(記入例)

様式第4 (第8条関係)

構成員名簿

NO	職名・氏名	該当する項目をチェック☑
1	代表 吉田 太郎	市内在住☑・市内在勤☑・市内在学☐
2	副代表 今橋 花子	市内在住☑・市内在勤☑・市内在学☐
3	会計 吉田 次郎	市内在住☑・市内在勤☑・市内在学☐
4	吉田 三郎	市内在住☑・市内在勤☐・市内在学☐
5	今橋 一郎	市内在住☑・市内在勤☐・市内在学☐
6		市内在住☐・市内在勤☐・市内在学☐
7		市内在住☐・市内在勤☐・市内在学☐
8		市内在住☐・市内在勤☐・市内在学☐
9		市内在住☐・市内在勤☐・市内在学☐
10		市内在住☐・市内在勤☐・市内在学☐

構成員 5 人

備考 構成員人数に応じて名簿の列を増やして使用できます。

参考 豊橋市市民協働推進補助金（市民活動スタート支援（つつじ）補助金及び市民活動ネクスト支援（くすのき）補助金）交付要綱

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的社会活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

(1) 略

(2) その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。

記入要領

◆ 様式第4（構成員名簿）

- 規約で定めた役員が特定されている
企画書に記載のある代表者、定款に記載の内容と一致している必要があります。
- 5人以上の会員で運営されていること、会員の2分の1以上が豊橋市に在住、通勤、通学していることが補助金の対象要件になります。

豊橋ねこパートナーズ 規約

(名称)

第1条 この会は豊橋ねこパートナーズと称する。

(所在地)

第2条 この会の事務所は、豊橋市今橋町1234に置く。

(目的)

第3条 この会は豊橋市の野良猫による生活環境の悪化に対して、市民向けに啓発活動を行い、野良猫の減少と生活環境の改善を目的とする。営利を目的とせず、自発的な活動を行うものとする。

(活動)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) シンポジウム開催にかかるボランティアの募集、説明会。
- (2) シンポジウム開催にかかるポスター・チラシの作成、配布。
- (3) シンポジウム開催。

(会員)

第5条 この会の会員は豊橋市に在住、在勤、在学している者で会の目的に賛同する者が会員となることが出来る

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。会員として入会しようとするものは、代表に了承を得るものとする。

(退会)

第7条 会員の退会については、特に条件を定めない。退会しようとするものは代表に退会の意思を申し出るものとする。

(役員)

第8条 この会は次の役員を置く。役員は、会員の過半数の賛成をもって決定する。

- 代表1名 この会を代表して職務を行う
- 副代表1名 代表を補佐する
- 会計1名 この会の会計処理を行う。

(事業年度)

第9条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(規約の変更)

第10条 規約の変更は会員の過半数の賛成をもって決定する。

(雑則)

第11条 この規約は令和5年1月1日から施行する。

記入要領

◆ 規約

- 団体名が記載されているか
企画書の団体名称と一致している必要があります。
- 団体の主たる事務所が記載されているか
企画書の所在地と一致している必要があります。
- 団体の目的、活動内容が記載されているか
主に豊橋市内で活動することが補助金の対象要件になります。
- 会員についての定めがあるか
- 規約の施行日について記載があるか